



## J A F公認・準国内競技 2007 SCCN MAY Race Meeting in Tsukuba

# 大会特別規則書

開催日：2007 SCCN MAY Race Meeting in Tsukuba  
2007年 5月20日(日) 公式予選・決勝レース

開催場所：筑波サーキット

主催：ニッサンスポーツクラブ (SCCN)

プロモーター：株式会社 エス・スポーツ  
公認：日本自動車連盟 (J A F)  
協力：(財)日本オートスポーツセンター  
1000cc Cupアソシエーション  
スーパーセブンレースアソシエーション

## 大会公示

本大会は、日本自動車連盟 (J A F) 公認のもとに国際自動車連盟 (F I A) の国際モータースポーツ競技規則及びそれに準拠した J A F 国内競技規則、とその付則並びに、JASCシリーズ規定、筑波サーキット一般競技規則書、本大会特別規則書により準国内競技として開催される。

本規則には、J A S C 発行の「JASCシリーズ規定」、1000cc CUP ASSOCIATION発行の「競技規則・車両規則」、及びスーパーセブンレーシングアソシエーション発行の「競技規則・車両規則」が含まれる。

**第1条 競技会の名称**：2007 SCCN MAY Race Meeting in Tsukuba

**第2条 オーガナイザー**：ニッサンスポーツクラブ (SCCN)  
代表者 山梨 一成  
所在地 東京都品川区南大井2-10-6  
TEL 03-3763-8010  
FAX 03-3766-6637

**第3条 大会会長**：山梨 一成

**第4条 大会組織委員会**：委員長 安藤 康彦  
委員 山本 修二  
委員 安斎 友望

**第5条 大会審査委員会**：委員長 成島 弘  
委員 岡 政由  
委員 辻本 征一郎

**第6条 競技執行役員**：競技長 三好隆幸  
副競技長 安斎友望  
コース委員長 北島美昭  
計時委員長 金塚隆一  
技術委員長 鈴木明良  
救急委員長 船崎克美  
医師団長 渡辺善徳  
事務局長 安藤康彦

**第7条 開催場所**：筑波サーキット(1周2.045km)  
茨城県結城郡千代田村岡大字西原  
TEL 0296-44-3146

**第8条 開催日**：2007年5月20日(日)車両検査・予選、決勝

**第9条 レース区分、周回数、決勝出走台数**

レース区分	略称	周回数	完走周回数	決勝出走台数
F11600	F11600	18周	17周	3.0台
スーパーFJ	S-FJ	18周	17周	3.0台
スーパーセブンレース	セブン	15周	11周	3.0台
1000ccカップ	1000cc	15周	11周	3.0台
ロードスターNR-Aクラシック	ロードスター	12周	9周	3.0台

※台数が少ない場合は他のクラスと混走になる場合がある。

**第10条 参加車両**

- 本競技会への参加を許される車両は、2005年度国内競技車両規則に従った

以下の車両とする。

- FJ1600レース  
2007 国内競技車両規則書第9章FJ1600に合致した車両。
  - スーパーFJレース  
2007 国内競技車両規則書第10章スーパーFJに合致した車両。
  - スーパーセブンレース  
セブンレースアソシエーション発行の「2007 競技規則・車両規則」に合致した車両。
  - 1000cc CUP  
1000cc CUP Association発行の「Regulation Handbook」に合致した車両。
  - ロードスターNR-Aクラシック  
JASC発行の「JASCシリーズ規定」に合致した車両。
- 参加車両規定の補足規定
    - 筑波サーキット一般競技規則書に記載の通り、カメラ (ビデオ) 等の搭載は有料(¥20,000)となる。尚、搭載が認められた車両については、公式車両検査時に取付方法等の検査を受けること。

**第11条 参加申込**

- 受付期間：4月23日(月)～5月7日(月)
- 受付場所  
ニッサンスポーツクラブ (SCCN)  
住所 〒140 東京都品川区南大井2-10-6  
TEL 03-3763-8010  
FAX 03-3766-6637
- 提出書類
  - 参加申込書
  - 保険加入申込書又は、保険加入済申告書 (参加申込書裏面)
  - 車両改造申告書又は、車両仕様書  
いずれも所定の書式に必要事項を記載、署名捺印の上受付期間内に申込むこと。
  - 参加受理又は拒否の通知  
参加申込みの受付締切後に、エントラント宛参加受理又は、参加拒否の通知を発送する。参加を拒否されたエントラントに対しては、参加料、保険料は返還する。
- 参加車両名は15文字以内とし、公序良俗に反するものであってはならない。  
FJの参加車両名にはシャーシ・コンストラクター名を入れなければならない。  
例、○○○○ザウルス、○○○○マーチ  
漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、点等全て1文字と数える。  
15文字を越えた申請は、車名を残し、オーガナイザーが15文字以内に訂正する。  
参加者は、ドライバー、ピットクルー全員、招致したゲストに対し諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、万一ドライバー及びピットクルー、招致したゲストが規則違反した場合、事故を起こした場合、事故に遭遇した場合は、その責任を負わなければならない。

**第12条 参加料、保険料**

- 参加料 (1台につき)  
FJ1600・スーパーFJレース ……40,000円  
スーパーセブンレース ……協会指定料金  
1000cc CUPレース ……36,750円  
1000ccクラブ員 ……31,500円 (会員証のコピーを添付)  
保険証・車検証のコピーを添付のこと。  
ロードスターNR-Aクラシック ……35,000円  
※参加料はすべて消費税 (5%) を含んだ金額です。
- 保険料 (未加入者)  
ドライバー・ピットクルー 各々1000円 (JMRCスポット会員になって頂きます。)  
※JMRC及び筑波モータースポーツ共済会に加入している場合、その旨を申告すること。  
※ドライバーは900万円以上、ピットクルーはそれぞれ400万円以上の保険に加入しなければならない。既に加入済のものは、その旨を定められた書式によって申告するものとし、加入保険金額が上記の額に満たない者はその不足分について必ずオーガナイザーが指定する保険に加入しなければならない。
- 保険金の支払：保険金の支払は、保険支払方法に基づく。

**第13条 参加資格**

- エントラントは、2007年度有効なJ A F 発給の参加者許可証の所持者であること。
- ドライバーは、2007年度有効なJ A F 国内競技運転者許可証Aクラス上の所持者であること。20歳未満のドライバーは、参加申込書に親権者の署名捺印をし、承諾書を提出すること。
- FJ1600・スーパーFJレース  
2007年日本レース選手権規定第3章「地方選手権」第19条「ドライバーの参加資格」に該当する者。
- スーパーセブンレース  
セブンレースアソシエーション発行の「2007 競技規則」による。
- 1000cc CUPレース  
1000cc CUP Association発行の「Regulation Handbook」による。
- ロードスターNR-Aクラシック  
JASC発行の「JASCシリーズ規定」による。
- ピットクルー
  - 競技に参加が許されるピットクルー  
16才以上で参加者に指名登録された者で、保険手続きが完了した者でなければならない。未加入者はJMRC保険(スポット会員)に加入すること。

**第14条 改造申告書**

参加車両は、変更又は改造の詳細を (規定の範囲内で変更を行っている場合であっても)

改造申告書に記入し、参加申込みの時に提出しなければならない。これを怠ったり、虚偽の内容であることが判明した場合は、参加を拒否されるか、失格とする。但し、車検1時間前までに改造申告書の修正あるいは再提出ができる。

**第15条 公式車両検査**

- 参加車両の公式車両検査は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、パドック内の車両検査区域内にて行われる。
- ドライバーは車両と共に集合しなければならない。公式車両検査締切後の遅刻者は競技会審査委員会が不可抗力による事情と認めた場合を除き出場を拒否される。
- 公式車両検査を受ける参加車両の燃料は、全て抜き取られていなければならない。抜き取った燃料は、参加者の責任において、安全に保管されなければならない。
- ドライバーは公式車両検査と同時に運転免許証、競技運転者許可証、ヘルメット、バラクラ帽、レーシングスーツ、レーシングシューズ、アンダーウェア (推奨) 等の点検を受け、出場資格について確認を受けなければならない。
- 技術委員長は、安全性について不適当と判定した個所について修正を命ずることができ
- 車両検査後の車両には規定以外の変更改造を行ってはならない。違反した場合は失格とする。
- 参加者は車両検査の際、技術委員長の要求があれば自己の参加車両の公認書を提出しなければならない。
- 技術委員長はレース期間中必要に応じ随時検査を行うことができる。

**第16条 競技番号**

- 参加車両は、競技会事務局によって定められた競技番号を付けること。尚、競技番号の決定に対する特別な要求は受け付けられない。
- 記入個所は、フロント中央と車体両側中心部及びルーフ中央の4カ所を原則とし、車体の後部にも記入箇所が定められる場合もある。但し、各レース区分の規定に定められたものはその規定に従わなければならない。
- フォーミュラ車両はフロントボンネット中央と車体両側中心部の3カ所とする。
- 競技番号は、公式車両検査と同時に技術委員によって点検され、コース委員等が判断しにくいとみなされた場合は修正を要求されることがある。

**第17条 ビット作業**

- レース中ビット・インした車両に対しては、登録された監督とピットクルー (3名) とそのドライバーのみが停車区域で作業を行うことが出来る。
- ビット作業の場所を除いて、ピットクルーはピットから出て停車区域に立つことを禁止される。また、工具、部品等を予め停車区域に置いてはならない。作業終了後は速やかに、取りかたづけなければならない。
- 走行中のドライバーに対してのビットサインは、登録されたピットクルーが行うものとし、各目のビット内で行わなければならない。
- ビット内の喫煙、その他火気は一切厳禁されると共に、登録されたピットクルー以外のものが、ビット内に立ち入ることも禁止される。これらに対しては、消火器その他のビット内の機材の保全と共に、当該チーム監督が管理にあたるものとする。
- 予選・決勝終了後は速やかにビットを明け渡さなければならない。これに違反した場合は罰則の対象とする。

**第18条 ビットレーンの速度規制**

筑波サーキットのビットレーンの通過制限速度は40km/h以下となっている。

**第19条 公式予選**

- 公式予選はタイムトライアルによって行い、以下の方法によってスターティングポジションを決定する。予選ベストラップタイムの上位よりレース区分に従った決勝出走台数を予選通過者とし、スターティングポジションをタイム順に決定する。但し、同一ベストラップタイムを記録した場合の先順決定は、ベストタイムを早く記録したものを優先し、ホールジョンは原則としてイン側とする。但し、予選を2組 (A、B) に分けて行う場合は、各組のベストラップタイム順にその組ごとのスターティングポジションが与えられる。ホールジョンは原則として2組を通じてベストラップタイムを記録した組をイン側とする。但し、Vitzクラスは、ネットカップハンドブックにより決定される。
- 公式予選中は、ピットロード出入に緑/赤のライトが設けられる。車両は、緑のライトが点灯している時のみコースインする事が出来る。
- 予選通過車が決勝出走台数に満たない場合は、競技長の判断と競技会審査委員会の承認によって予選不通過車に対し最後尾よりスターティンググリッドを与えることができる。但し、そのドライバーは、出走喚顧書 (手数料として1件10,500円) を競技会事務局に提出しなければならない。

**第20条 車両交換及びドライバーの変更**

- 参加申込正式受理後の車両交換は、参加車両に故障、破損等のやむを得ない事情がある場合に限り、その理由を付して変更手数料 (10,500円) を添え競技会事務局に提出し、競技会審査委員会の承認を得た上でその車両が公式車両検査時間内に合格していなければならない。但し、本規則に定める規定に一致した同部門同クラスであること。
- 参加申込正式受理後のドライバーの変更は、ドライバーに疾病、けが等やむを得ない事情がある場合に限り、公式予選日の参加確認時までに、その理由を付して変更手数料 (10,500円) を添え、競技会事務局に提出し、競技会審査委員会の承認を得なければならない。但し、ドライバー変更は、同一エントラントの場合でのみ変更が可能となる。

**第21条 車両保管**

- 公式予選に通過した車両は、指定の保管場所 (車両待機場所) に必要な時間保管される。

2. 保管場所(車両待機場所)からの車両の出し入れは、すべて競技役員の手指示に従わなければならない。
3. 保管中の車両を参加者(ドライバー)が修理あるいは点検する場合は、その理由を所定の文書に記入し、手数料(10,000円)を添え、競技会事務局に提出し、技術委員長の手承認を得た上、所定の時間内に行くこと。但し、持出した車両の再検査は出走前点検の以前に終了していること。

## 第22条 スタート

1. スタート方式：スタンディングスタートとする。
2. グリッド：全レース、スタッガードとする。
3. フォーメーションラップ  
(1) ダミーグリッド(グリッド上の配置)についている車両で、エンジンが始動ができない場合、全車両がフォーメーションラップに出發した後、一旦自己のピットに押し進める。この車両はレースがスタートした後、全競技車両が第1コーナーを通過した直後にピットエンドからのスタートが許される。又、フォーメーションラップに出遅れた車両及びフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、いかなる競技車両も追い越すことは許されず、グリッドの最後尾の車両の後方からスタートしなければならない。  
(2) フォーメーションラップ中、競技車両はピットインすることができるが当該車両はレースがスタートした後、全競技車両がピット出口を通過し、ピット出口の信号灯に緑色ランプが点灯することによりピット出口からスタートが許される。
4. スタート合図  
(1) 全レースのスタート合図はシグナルランプによる。  
赤点灯→消灯(消えた際にスタートとなる)  
(2) スタート合図後10秒を経過してもスタートできない車両は、競技役員の手指示に従って自己のピットまで押し戻し、修理の後レースに参加できる。

## 第23条 競技中の規定

1. ドライバーは競技車両を道路に沿って押し進めたり、あるいは車両を押し進めてコントロールラインを超えてはならない。
2. レース中、ガソリン、オイル等のすべての液体の補給は一切認めない。
3. セーフティーカー  
(1) セーフティーカーに関する規定は国際モータースポーツ競技規則付則H項の規定を適用する。
4. レースの中断及び再スタート  
(1) 安全を確保の為緊急にレースを停止させる必要がある場合は、競技長の決定によりスタート/フィニッシュラインに於いて赤旗を表示する。赤旗の表示と同時に監視ポストでも赤旗が表示される。ドライバーは直ちにレース(競技)を中止し、細心の注意を払いながら最徐行で移動し、赤旗ラインで停止しなければならない。赤旗ラインは最終コーナーの入口付近とする。  
ケースA：先頭車両が2周回を完了する前にレースが中断された場合、車両は赤旗ラインに停止すること。  
a. 当初のスタートは無効とみなされる。  
b. 当該スタートに参加したすべてのドライバーは当初の車両でスタートする事ができる。  
ケースB：先頭車両が2周回を完了し、走行した距離が75%未満でレースが中断された場合、車両は赤旗ラインに停止すること。  
a. 競技は2つのパートに分けられるとみなされ、順位は第1/第2パートでの周回数を合算し、同一周回数の場合は第2パートの順位で決定されるものとする。  
b. 第1パート(既に行われたレースの部分)の順位は、レース中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点の順位とする。  
c. 第2パートのグリッドは第1パート終了の順位に従いスタンディングスタートとし、レース周回数は減算される。  
d. 第2パートには第1パートにおいて順位決定を受けた車両のみがスタートできる。  
e. この場合、第1/第2パートの周回数を合算し、同一周回数の場合は第2パートの順位に基づき決定される。  
ケースC：先頭車両がレース距離の75%以上を走行した後にレースが中断された場合

- a. レースは先頭車両が完了した周回の1周前の周回完了時点で終了したものと同みなされる。
- b. 順位の決定はレース停止の周回を無効とし、レース停止直前の順位により決定する。
- (2) レースが停止され再スタートまで  
A. 赤旗が表示されてから10分後にピットロード出口は閉鎖され、それ以後はピットスタートとする。  
B. 赤旗が表示されてから15分後にスタート5分前のボードが表示されスタートグリッドを閉鎖する。  
C. スタート5分前のボードが出される前にスタートグリッドにつけない車両は当該ピットへ誘導され、又はピットに留まり、ピットスタートすることができる。  
D. ピットスタートをする車両は、競技役員の手指示に従わなければならない。ピットスタートする車両はピットロードの出口に待機し、レースがスタートした後、全競技車両が第1コーナーを通過した直後にピットエンドからのスタートが許される。  
E. 再スタートできる車両は赤旗表示の際、自力で赤旗ラインまで走行したもので且つ技術委員長が再スタートを認めたものに限る。  
F. 再スタートの時間は競技会審査委員会が必要と認めた場合は延期することができる。  
(3) 再スタートはスタンディングスタートとする。  
(4) 車両の作業

- A. 赤旗表示中は車両の修理・調整はできない。
- B. 赤旗が撤去されると同時に車両の修理・調整の作業はできる。競技会審査委員会が許可した場合を除き燃料補給及びタイヤ交換はできない。

## 第24条 レース終了

1. 順位決定  
優勝車両はそのレースの距離を最短時間で走行した車両とする。その他の順位は周回数とコントロール・ラインの通過順によって決定される。また、各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。  
但し、優勝車両のレース距離の70%(JAF地方選手権は90%)に満たない車両には順位の決定は行わない。  
2. レースの終了  
先頭車両がコントロールラインを通過すると同時に、そのレースは終了する。レース終了後3分を経過した時点で全ての走行は完了する。なお、チェッカーフラッグを受けた後の追越しは禁止される。但し、コントロールライン付近でのやむを得ない追越しはこの限りではない。レース終了は、チェッカーフラッグによって表示されるが、万一、先頭を走行する車両が定められたレース距離を走破する前にチェッカーフラッグが誤って表示された場合であっても、レースはその時点で終了したのもとして順位が決定される。これと反対に、先頭を走行する車両が定められたレース距離を終了した後にチェッカーフラッグが表示された場合であっても、定められたレース距離が終了した時点でレースは終了したのもとして順位が決定される。

## 第25条 レース終了後の車両保管・再車検

1. レース終了後の車両保管は、レースに参加した全車両について行われる。車両は、レース終了後所定の場所に保管される。
2. 入賞車両及び、抗議の対象となった車両についてはレース終了後に車両の分解等によって再車検を行う場合がある。
3. 技術委員長は、スタートした車両に関して技術的な再車検を行う権限を有する。技術委員長が再車検を行う際は、参加者もしくはその代理人が責任を持って車両の分解、組立を行わなければならない。
4. 技術委員長が行なう本条項の再車検に応じない場合は失格とする。

## 第26条 レースの延期・中止・短縮

1. 本競技会のレースは保安上又は、不可抗力による特別な事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定により延期、中止、あるいはレース距離の短縮を行う場合がある。
2. 各レース区分の参加申込台数が10台に満たない場合は、そのレースの挙行を中止、レース区分の合併、レース距離の短縮を行う場合がある。

## 第27条 公式通知

1. 本規則に記載されていない競技運営に関する実施細則及び、参加者への指示事項は公式通知によって示される。

## 第28条 抗議

1. 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権限を有する。但し、本規則に規定された出場拒否、および審判員の判定に対しての抗議は受け付けない。
2. 抗議は文書により行い抗議料として1件につき20,000円を添え競技会事務局に提出しなければならない。
3. 役務に付いている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合であってもそれとは関係なく自己の権限と役務を正当に執行する。
4. 参加車両に対する抗議は、1ヶ所に付き1件とし、抗議対象となる箇所を明確に記入すること。抗議によって必要とされる車両の分解費用等は、その抗議が却下された場合は抗議提出者が、成立した場合は抗議対象者が支払わなければならない。またこの車両の分解等に要した費用は技術委員長が算出する。

## 第29条 抗議の制限

1. 車両または、ドライバーに対する抗議は、その競技スタート1時間前までとする。
2. 技術委員又は、車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
3. 公式予選の結果に関する抗議は、結果発表後30分以内とする。
4. レース中の誤り、不正行為等に関する抗議は、競技終了後30分以内とする。
5. 競技の成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。

## 第30条 抗議の裁定

1. 競技会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のみに通知される。
2. 競技会審査委員会において審議の結果、ただちに裁定が下されない場合は発表の日時と場所を明示して裁定を延期する。

## 第31条 賞典：

1. F J I 6 0 0、スーパーF J、スーパーセブン、1 0 0 0 cc CUP、ロードスターNR-Aクラシック  
オーガナイザー賞 J A F賞  
優勝 トロフィー メダル  
2位 トロフィー メダル  
3位 トロフィー メダル  
4位 トロフィー  
5位 トロフィー  
6位 トロフィー

## 第32条 賞の制限

1. 賞典はその対象となるレース区分の決勝出走台数が下記の場合次の通り賞を制限する。  
3 台……………1位のみ 8～9台……………1位～4位  
4～5台……………1位～2位 10～11台……………1位～5位  
6～7台……………1位～3位 12台以上……………1位～6位
2. 但し、各シリーズ規則などで制限があればシリーズ規則による。

## 第33条 参加者及び、ドライバーの遵守事項

1. 参加者、ピットクルー、ドライバーは公式予選、レースを通じて次の事項を守らなければならない。  
1. 国際モータースポーツ競技規則とその付則、並びに国内競技規則及び本競技会特別規則書、運営上のあらゆる規定、競技役員の手指示に従うこと。  
2. 常にスポーツマンとしての品性を保ち慎重に行動し、軽率な言動を慎むこと。また、薬品等によって精神状態や肉体的構造をつくろってはならない。  
3. 競技中および、競技に関する役務についているときは全ての競技終了までの間、酒気を帯びてはならない。また、指定された区域以外での喫煙は厳禁する。  
4. 競技会期間中は、オーガナイザーによって給付されたクレデンシャルを必ず着用してなければならない。

## 第34条 損害の保証

1. 参加者は、参加車両及びその付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は各自が負わなければならない。
2. 参加者、ピットクルー、ドライバーはオーガナイザー及び競技会役員が一切の損害責任を免除されていることを了承しなければならない。競技会役員は、その役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、役務遂行によって参加者、ドライバー、ピットクルーが負傷又は、死亡し、あるいは車両の損害が発生した場合であってもオーガナイザー、競技会役員は一切の責任は負わない。

## 第35条 本規則の解釈

本規則及び、本競技会の競技に関する諸規則や公式通知の解釈について疑義が生じた場合、参加者は文書によって異義申立てが出来る。これに対する回答は、競技会審査委員会の決定を最終的なものとする。

## 第36条 本規則の違反

本規則に対する違反の裁定は、競技会審査委員会が行い訓戒、罰金、黒旗によるピットストップ、ピットスルー、周回数の減算、タイムの加算、出場停止、失格等が違反の軽重によって適用される。

以上

本規則はJAFに提出中です。許可が下り次第正式な規則となります。

2007 SCCN MAY RACE MEETING in TSUKUBA  
競技会組織委員会